

墨田区消費者ニュース

すみだ消費生活展2010

さあ行こう！五感で知る生活展

と き：10月23日(土) 午後1時から4時
 10月24日(日) 午前10時から午後3時
 ところ：すみだリバーサイドホール・イベントホール
 (墨田区役所併設2階)

<主催>
 すみだ消費生活展2010実行委員会・墨田区
 <事務局>
 墨田区産業観光部生活経済課

消費者センターも出展します。お気軽にお立ち寄りください。

相談コーナー

悪質商法や契約のトラブルなど、消費生活に関する事で、何か困っていることはありませんか。専門の相談員がこれらについて相談をお受けします。



ステッカー・
 クリアファイル・
 マグネットバーを
 差し上げます。



訪問販売お断り！
 すみだ消費者センター

スタンプラリー

クイズに答えて、
 すてきな景品を
 ゲットしよう！



パネルの展示

- 契約とは！
- クーリング・オフのできる取引
 - ・チェックポイント
 - ・手続きの方法の紹介



消費者センター企画講座

消費者の被害防止・自立支援のため講座を3回シリーズで開催します。(希望の講座のみの参加も可)

	講座内容	とき
①	老後の金は渡さん！～あなたを狙う悪質商法	11月9日(火)
②	お葬式について～誰にも聞けない葬儀の値段などについて	12月7日(火)
③	子供に忍び寄る携帯電話とインターネット ～お母さん！こんな怖い世界を知っていますか？	平成23年 1月13日(木)

午後1時30分
から2時30分

【ところ】すみだ消費者センター 【対象】区内在住・在勤の方 【定員】各回先着30人 【費用】無料
 【申込み】10月21日から電話で、すみだ消費者センターへ 電話5608-1516

こんなにいらん!



たくさんの「布団セット」どうしたらいいの?

相談事例

一人暮らしの母親宅に行ったところ、押入れの中がすべて新しい布団になっていました。母に尋ねたところ、一年前に訪問販売で布団を買って以来、その業者が何度も布団の点検にやってきては、羽毛布団セット、ムートン敷布団、布団用湿気パットなどを次々に勧めるので、断りきれずに契約してしまっただけです。しかし、年金で生活しているので、支払いが困難な状況です。クーリング・オフ期間は過ぎていますが、解約させることはできないでしょうか。



アドバイス

訪問販売で、日常生活において通常必要とされる量を著しく超える量の商品を契約した「過量販売契約」については、契約後一年以内は契約の解除ができるようになりました。

事例の場合は、業者が、高齢者の一人暮らしであることを知りながら、通常必要とされる量を著しく超える販売を行ったということから、クーリング・オフ期間が過ぎていても契約解除をすることができます。

一人暮らしの高齢者は、悪質な訪問販売業者に狙われ易いので、日ごろから高齢者に接している人の「気づき」が大事になります。家族や近所の人達が協力して、被害に遭わないよう力を貸しましょう。

訪問販売お断り!

すみだ消費者センター
△5608-1773

すみだ

本所警察署 △3634-0110 向島警察署 △3616-0110

訪問販売お断りステッカー（マグネット式）を差し上げています。

困った時は
お早めにご相談を

すみだ消費者センター相談室

まずは電話でご相談ください

相談専用ダイヤル 5608-1773

- 相談日……月曜日～土曜日
(土曜日は電話相談のみ受付。日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)
- 相談時間…午前9時00分～午後4時30分
- 所在地…墨田区押上2-12-7-215号室 セトル中之郷内
 - 東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線「押上」駅A3出口徒歩3分
 - 東武伊勢崎線「業平橋」駅徒歩7分
 - 都営バス（墨38）「向島三丁目」バス停前

